

株式交換に係る事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に基づく開示事項)

2024 年 11 月 14 日

株式会社ミツバ

2024 年 11 月 14 日

株式交換に係る事前開示書類
(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に基づく開示事項)

群馬県桐生市広沢町一丁目 2681 番地
株式会社ミツバ
代表取締役社長 日野 貞実



株式会社ミツバ（以下「ミツバ」といいます。）及び株式会社タツミ（以下「タツミ」といいます。）は、2024 年 11 月 13 日付で株式交換契約書（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結し、ミツバを株式交換完全親会社、タツミを株式交換完全子会社、効力発生日を 2025 年 4 月 1 日とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにいたしました。

本株式交換に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 株式交換契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

別紙 1 に記載のとおりです。

2. 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 1 号）

別紙 2 に記載のとおりです。

3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）

(1) 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 に記載のとおりです。

(2) 株式交換完全子会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 株式交換完全子会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 株式交換契約の締結

タツミは、ミツバとの間で、2024 年 11 月 13 日に、本株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の内容は、別紙 1 に記載のとおりです。

② 自己株式の消却

タツミは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催するタツミの取締役会決議により、基準時において保有している自己株式（本株式交換に関してなされる、会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによってタツミが取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時をもって消却する予定です。

5. 株式交換完全親会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号）

① 子会社株式の譲渡

ミツバは、2024 年 4 月 1 日付でミツバが保有していた株式会社ミツバロジスティクス（現商号：株式会社ニッコン両毛）の全株式をニッコンホールディングス株式会社へ譲渡しました。詳細については、2024 年 3 月 14 日付「子会社の異動（株式譲渡）に関するお知らせ」をご参照ください。

② 既存種類株式の取得及び消却の完了、第三者割当による種類株式の発行等

ミツバは、2024 年 6 月 28 日付で A 種優先株式及び C 種優先株式の取得及び消却を行うとともに、同日付で D 種優先株式を新たに発行し、これらに伴う定款の変更並びに資本金及び資本準備金の額の減少を行いました。また、2024 年 6 月 26 日付で株式会社横浜銀行をリードアレンジャーとする金融機関との間で金銭消費貸借契約書及びその他の関連契約を締結し、総額 50,146,200,000 円のシンジケートローン調達することによって、既存の借入金の借換えを行いました。詳細については、2024 年 5 月 10 日付「既存種類株式の取得及び消却、第三者割当による種類株式の発行、定款の一部変更、資本金及び資本準備金の額の減少、並びに現行借入金のシンジケートローンによる借換えに関するお知らせ」（2024 年 5 月 16 日付の訂正を含みます。）をご参照ください。

③ 株式交換契約の締結

ミツバは、タツミとの間で、2024 年 11 月 13 日に、本株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の内容は、別紙 1 に記載のとおりです。

6. 株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

会社法第 799 条第 1 項の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者が存在しないため、該当事項はありません。

以 上

別紙 1（株式交換契約書）

（添付のとおり）

株式交換契約書

株式会社ミツバ（以下「甲」という。）及び株式会社タツミ（以下「乙」という。）は、2024 年 11 月 13 日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（株式交換の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（但し、甲が保有する乙の株式を除く。）の全部を取得する。

第 2 条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- (1) 甲：株式交換完全親会社
（商号）株式会社ミツバ
（住所）群馬県桐生市広沢町一丁目 2681 番地
- (2) 乙：株式交換完全子会社
（商号）株式会社タツミ
（住所）栃木県足利市南大町 443 番地

第 3 条（本株式交換に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際し、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その保有する乙の株式の総数に 0.41 を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際し、本割当対象株主に対し、その保有する乙の株式 1 株につき甲の普通株式 0.41 株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定に従い甲が本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第 234 条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第 4 条（甲の資本金及び準備金に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条に定めるところに従って、甲が適当に定める。

第 5 条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2025 年 4 月 1 日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙が協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第 6 条（株主総会決議）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を受けない。但し、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本契約について株主総会の決議による承認が必要となった場合、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認その他本株式交換に必要な事項に関する株主総会決議を求める。

2. 乙は、本効力発生日の前日までに、会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会を開催し、本契約の承認その他本株式交換に必要な事項に関する株主総会決議（前項に基づき甲が株主総会決議を実施する場合における当該決議と併せ、以下「株式交換承認総会決議」という。）を求める。

第 7 条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日以降本効力発生日に至るまで、自ら又はその子会社（但し、甲については、乙及び乙の子会社を除く。本条において同じ。）をして、善良なる管理者の注意義務をもってそれぞれの業務執行及び財産の管理を行い又は行わせるものとし、その財産若しくは権利義務に重大な影響を及ぼす可能性のある行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼす可能性のある行為を自ら行い又はその子会社をして行わせる場合には、事前に相手方と協議し、書面合意の上で行うものとする。

第 8 条（剰余金の配当の制限等）

1. 前条の定めにかかわらず、甲は、2025 年 3 月 31 日を基準日として、1 株当たり 10 円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 甲及び乙は、前項に定める場合又は相手方の書面による同意を得た場合を除き、(i)本契約締結日後、本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また、(ii)本効力発生日より前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合における自己株式の取得を除く。）の決議を行ってはならない。

第 9 条（乙の自己株式の消却）

乙は、本効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時の直前時点において保有する全ての自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に応じて乙が取得する株式を含む。）を、基準時の直前時点において消却する。

第 10 条（条件変更及び解除）

本契約締結日から本効力発生日までの間に、甲若しくは乙の事業、経営、業績、財産等に重大な悪影響を与えるおそれがある事象又は本株式交換の重大な障害となり得る事象が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本株式交換の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 11 条（本株式交換及び本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに、(i)本契約について甲若しくは乙の株式交換承認総会決議による承認を得られなかったとき、(ii)本株式交換について、法令に基づき、本効力発生日までに必要な関係官庁等からの許可、承認等の取得若しくは関係官庁等に対する届出手続が完了しないとき、又は(iii)前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第 12 条（本契約上の地位等の譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

第 13 条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関連する当事者間の一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 14 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

（以下余白）

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2024年11月13日

甲： 群馬県桐生市広沢町一丁目2681番地
株式会社ミツバ
代表取締役社長 日野 貞実



乙： 栃木県足利市南大町 443 番地
株式会社タツミ
代表取締役社長 伏島 利行



別紙 2（交換対価についての定め相当性に関する事項）

ミツバは、本株式交換に際して、会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関して、次のように判断しております。

1. 本株式交換に係る割当ての内容

	ミツバ (株式交換完全親会社)	タツミ (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.41
本株式交換により交付する株式数	ミツバの普通株式：1,151,760 株（予定）	

（注 1）株式の割当比率

タツミ株式 1 株に対して、ミツバの普通株式（以下「ミツバ株式」といいます。）0.41 株を割当交付いたします。ただし、基準時（以下に定義します。）においてミツバが保有するタツミ株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議し合意の上、変更することがあります。

（注 2）本株式交換により交付するミツバ株式の数

ミツバは、本株式交換に際して、本株式交換によりミツバがタツミの発行済株式（ただし、ミツバが保有するタツミ株式を除きます。）の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるタツミの株主の皆様（ただし、以下の自己株式が消却された後の株主をいい、ミツバを除きます。）に対し、その保有するタツミ株式に代えて、その保有するタツミ株式の数の合計に 0.41 を乗じて得た株数のミツバ株式を交付いたします。

また、ミツバが交付する株式は、ミツバが保有する自己株式を充当するとともに、新たに普通株式の発行を行う予定です。

なお、タツミは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催するタツミの取締役会決議により、基準時において保有している自己株式（本株式交換に関してなされる、会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによってタツミが取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時をもって消却する予定です。

（注 3）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、ミツバの単元未満株式（100 株未満の株式）を保有することとなるタツミの株主の皆様については、ミツバ株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の売渡請求（100 株への買増し）

会社法第 194 条第 1 項の規定及びミツバの定款の規定に基づき、ミツバの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元となる数の株式をミツバから買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取請求制度（単元未満株式の売却）

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、ミツバの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることをミツバに対して請求することができる制度です。

（注 4）1 株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1株に満たない端数のミツバ株式の交付を受けることとなるタツミの株主の皆様においては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当するミツバ株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

（1）割当ての内容の根拠及び理由

ミツバ及びタツミは、上記2.（3）「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の決定に当たって公正性及び妥当性を確保するため、それぞれ両社から独立した第三者算定機関及び各種アドバイザーを選定しました。ミツバは、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選定し、タツミはファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社 AGS FAS（以下「AGS」といいます。）を、法務アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（以下「西村あさひ法律事務所」といいます。）を選定し、本格的な検討を開始いたしました。

ミツバにおいては、下記（4）「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、ミツバのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券から2024年11月12日付で取得した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの助言、ミツバがタツミに対して2024年9月初旬から10月上旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、タツミの株主の皆様の利益に資するとの結論に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、タツミにおいては、下記（4）「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、タツミのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGSから2024年11月12日付で取得した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所からの助言、タツミがミツバに対して2024年9月初旬から10月初旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果、並びに支配株主であるミツバとの間で利害関係を有しない独立した委員のみから構成される本特別委員会からの指示、助言及び2024年11月12日付で受領した答申書（以下「本答申書」といい、詳細については、下記「（4）公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」をご参照ください。）の内容等を踏まえて、慎重に協議・検討をいたしました。その結果、本株式交換比率は、AGSから2024年11月12日付で取得した株式交換比率算定書に記載の市場株価法に基づく株式交換比率の算定レンジの上限を超え、かつディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく株式交換比率の算定結果の範囲内でありその中央値を上回る合理的な水準にあり、近年に実施された、本株式交換と類似する上場子会社の株式交換による完全子会社化事例における平均的なプレミアム水準と比較して遜色のない水準であると評価できること、加えて、本株式交換比率は、本特別委員会の粘り強い交渉により、当初のミツバからの提案に比べ、株式交換比率の増加を実現したものであり、また、直近3ヶ月又は6ヶ月の両社株式の市場株価の平均値を参照する場合には他社事例と比較して相応のプレミアムが付されていること、さらに、直近の株価及び直近1ヶ月の両社株式の市場株価の平均値を参照する場合には他社事例と比較して必ずしも高いプレミアム水準にはないとの評価も成り立ち得るものの、本株式交換を実施しない場合のタツミの業績等に係る将来見通しや本株式交換により見込まれるシナジーの内容等に鑑みれば、本株式交換比率は妥当であり、タツミの株主の皆様の利益に資するとの

判断に至ったため、タツミは、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

以上のとおり、ミツバ及びタツミは、両社がそれぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、ミツバ及びタツミは、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上変更することがあります。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに両社との関係

ミツバの第三者算定機関であるみずほ証券、タツミの第三者算定機関である AGS はいずれも、両社から独立した算定機関であり、両社の関連当事者に該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

みずほ証券のグループ企業である株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）は、ミツバに対して通常の銀行取引の一環としての融資等の取引がありますが、本株式交換に関してミツバとの利益相反に係る重要な利害関係を有しておりません。みずほ証券によれば、みずほ証券は金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）第 36 条第 2 項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第 70 条の 4 の適用法令に従い、みずほ証券とみずほ銀行の間において情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制を構築し、かつ実施しており、みずほ銀行の貸付人の地位とは独立した立場でミツバの第三者算定機関として株式価値の算定を行っているとのこと。ミツバは、みずほ証券とみずほ銀行の間において適切な弊害防止措置が構築されていること、ミツバとみずほ証券は一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているために第三者算定機関としての独立性が確保されていること、みずほ証券は同様の同種事案の第三者算定機関としての実績を有していること等を踏まえ、みずほ証券をミツバ及びタツミ並びに本株式交換から独立した第三者算定機関として選任いたしました。なお、本株式交換に係るみずほ証券に対する報酬には、本株式交換の契約締結等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、ミツバとみずほ証券の間において、同種の取引における一般的な実務慣行及び本株式交換が不成立となった場合にミツバに相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案の上、本株式交換の契約締結を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって、独立性が否定されるものではないと判断しております。

また、本株式交換に係る AGS に対する報酬には、本株式交換の過程に複数のマイルストーンを設定し、各マイルストーンに到達する都度支払われるマイルストーン報酬が含まれているところ、AGS としては、本株式交換の成否が不明な中において、報酬体系を固定報酬のみとするよりもむしろ、報酬の一部をマイルストーン報酬とする方がタツミの金銭的負担の観点から望ましく、双方にとっても合理性があると考えているとのことであり、タツミとしてはマイルストーン報酬が含まれていることをもって独立性が否定されているわけではないと判断しております。

② 算定の概要

(i) みずほ証券による算定

みずほ証券は、ミツバについては、同社が東京証券取引所プライム市場に上場してお

り、市場株価が存在することから、市場株価基準法（算定基準日である 2024 年 11 月 12 日を基準日として、東京証券取引所プライム市場におけるミツバ株式の算定基準日の株価終値、2024 年 10 月 15 日から算定基準日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値、2024 年 8 月 13 日から算定基準日までの直近 3 ヶ月間の終値単純平均値、2024 年 5 月 13 日から算定基準日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。）を採用して算定を行いました。

タツミについては、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法（算定基準日である 2024 年 11 月 12 日を基準日として、東京証券取引所におけるタツミ株式の算定基準日の株価終値、2024 年 10 月 15 日から算定基準日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値、2024 年 8 月 13 日から算定基準日までの直近 3 ヶ月間の終値単純平均値、2024 年 5 月 13 日から算定基準日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。）を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法を、採用して算定を行いました。

なお、ミツバ株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合のタツミ株式の評価レンジは、以下のとおりです。

採用手法		株式交換比率の算定レンジ
ミツバ	タツミ	
市場株価基準法	市場株価基準法	0.29～0.40
	DCF 法	0.32～0.54

みずほ証券は、株式価値の算定に際して、公開情報及びみずほ証券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社並びにその関係会社の資産又は負債（デリバティブ取引、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、両社から提供若しくは開示された情報、判断又は予測を前提とし、これらについて独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。タツミの財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、タツミの経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを基礎としております。みずほ証券の株式交換比率の算定は、2024 年 11 月 12 日までにみずほ証券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、みずほ証券の算定は、ミツバの取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、みずほ証券が DCF 法による算定の前提としたタツミの財務予測においては、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、電動化や自動化に対応する製品の受注拡大等により、営業利益において、2026 年 3 月期、2027 年 3 月期及び 2028 年 3 月期にそれぞれ前年度に対して 30% 以上の大幅な増益を見込んでおります。2026 年 3 月期の増益は、ステアバイワイヤ向け製品の拡大及び電動車対応可能な既存品の増産並びに構造改革による生産性集約化及び人員適正化への取組みによるものです。2027 年 3 月期の増益は、新規品である電動キャリパブレーキ向け製品、制御機能付製品及びサーマルマネジメント向け製品の受注開始によるものです。2028 年 3 月期の増益は、電動キャリパブレーキ向け製品及び制御機能付製品の拡大並びに電動パーキングブレーキ向け製品の増産によるものです。また、タツミの財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

(ii) AGS による算定

AGS は、ミツバについては、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市

場株価が存在することから、市場株価法を採用して算定を行いました。

タツミについては、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、採用して算定を行いました。なお、事業内容や収益性の類似性における制約に鑑み、類似会社比較法は採用しておりません。

各評価手法による、ミツバ株式の1株当たりの株式価値を1とした場合のタツミ株式の評価レンジは、以下のとおりです。

採用手法		株式交換比率の算定レンジ
ミツバ	タツミ	
市場株価法	市場株価法	0.29～0.40
	DCF法	0.29～0.49

市場株価法に関しては、ミツバについては、2024年11月12日を基準日として、東京証券取引所プライム市場におけるミツバ株式の基準日の株価終値、2024年10月15日から基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、2024年8月13日から基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、2024年5月13日から基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。また、タツミについては、2024年11月12日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場におけるタツミ株式の基準日の株価終値、2024年10月15日から基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、2024年8月13日から基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値、2024年5月13日から基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。

DCF法に関しては、タツミが作成した2025年3月期から2030年3月期までの財務予測に基づく将来のキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定しております。

AGSは、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。AGSは、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でAGSに対して未開示の事実はないこと等を前提としております。両社及びその関係会社の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含み、これらに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析並びに評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。AGSは、提供されたタツミの財務予測その他将来に関する情報が、タツミの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に確認、検討又は作成されていることを前提としております。

なお、AGSが提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

AGSがDCF法による算定の前提としたタツミの事業計画において、大幅な増益が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、電動化や自動化に対応する製品の受注拡大等により、営業利益において、2026年3月期、2027年3月期及び2028年3月期にそれぞれ前年度に対して30%以上の大幅な増益を見込んでおります。2026年3月期の増益は、ステアバイワイヤ向け製品の拡大及び電動車対応可能な既存品の増産並びに構造改革による生産性集約化及び人員適正化への取組みによるものです。2027年3月期の増益は、新規品である電動キャリパブレーキ向け製品、制御機能付製品及びサ

ーマルマネジメント向け製品の受注開始によるものです。2028 年 3 月期の増益及びフリー・キャッシュ・フローの増加は、電動キャリパブレーキ向け製品及び制御機能付製品の拡大並びに電動パーキングブレーキ向け製品の増産によるものです。また、タツミの財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

なお、本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、DCF 法による算定の前提としたタツミの事業計画には加味されていません。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日（2025 年 4 月 1 日（予定））をもって、タツミはミツバの完全子会社となり、タツミ株式は 2025 年 3 月 28 日付で上場廃止（最終売買日は 2025 年 3 月 27 日）となる予定です。上場廃止後は、タツミ株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引をすることができなくなります。

タツミ株式が上場廃止となった後も、本株式交換によりタツミの株主の皆様には割り当てられるミツバ株式は東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であることから、基準時においてタツミ株式を 244 株以上保有し、本株式交換によりミツバ株式の単元株式数である 100 株以上のミツバ株式の割当てを受けるタツミの株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、基準時において、244 株未満のタツミ株式を保有するタツミの株主の皆様には、ミツバ株式の単元株式数である 100 株に満たないミツバ株式が割り当てられます。そのような単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、単元未満株式を保有することになる株主の皆様は、ミツバに対し、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元となる数の株式をミツバから買い増すことも可能です。詳細については、上記 2. (3)「本株式交換に係る割当ての内容」(注 3)「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い 1 株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記 2. (3)「本株式交換に係る割当ての内容」(注 4)「1 株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

なお、タツミの株主の皆様は、最終売買日である 2025 年 3 月 27 日（予定）までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その保有するタツミ株式を従来通り取引することができるほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

(4) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）

両社は、ミツバが既にタツミ株式 3,186,000 株（2024 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数（6,000,000 株）からタツミが保有する自己株式数（4,827 株）を控除した株式数（5,995,173 株）に占める割合にて 53.14%）を保有し、タツミがミツバの連結子会社に該当することから、本株式交換に際しては、利益相反を回避して公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含みます。）を実施しております。

① 両社における独立した第三者算定機関からの算定書の取得

ミツバ及びタツミは、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定に当たって公正性を期すため、ミツバは、両社から独立した第三者算定機関であるみずほ証券を選定し、2024 年 11 月 12 日付けで、株式交換比率に関する算定書を取得し、また、タツミは、両社から独立した第三者算定機関である AGS を選定し、2024 年 11 月 12 日付けで、株

式交換比率に関する算定書を取得いたしました。

各算定書の概要は上記（２）「算定に関する事項」をご参照ください。なお、両社は、いずれも各第三者算定機関から、本株式交換の株式交換比率がミツバ又はタツミの株主にとって財務的見地より公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

ミツバは、本株式交換の法務アドバイザーとして、森・濱田松本法律事務所を 2024 年 7 月に選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、森・濱田松本法律事務所は、両社との間で重要な利害関係を有しません。

他方、タツミは、本株式交換の法務アドバイザーとして、西村あさひ法律事務所を 2024 年 7 月に選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、西村あさひ法律事務所は、両社との間で重要な利害関係を有しません。

③ タツミにおける利害関係を有しない特別委員会の設置及び答申書の取得

タツミは、本株式交換に係るタツミの意思決定に慎重を期し、また、タツミの取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、その公正性、透明性及び客観性を確保するとともに、本株式交換の是非や取引条件の妥当性、手続の公正性等について検討の上、当該取締役会において本株式交換を行う旨を決定することがタツミの少数株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、2024 年 8 月 6 日開催の取締役会の決議に基づき、いずれもミツバと利害関係を有しておらず、タツミの社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている竹原正貴氏（弁護士、公認会計士、東京清新法律事務所）及び三澤益巳氏（糸井商事株式会社顧問）、並びに両社と利害関係を有しない独立した外部の有識者である須田雅秋氏（公認会計士、須田公認会計士事務所）の 3 名により構成される本特別委員会を設置いたしました。なお、タツミは、当初からこの 3 名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。また、各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず固定額の報酬を支払うものとされております。

その上で、タツミは、本株式交換を検討するにあたって、本特別委員会に対し、（i）本株式交換の目的の合理性（本株式交換がタツミの企業価値の向上に資するかを含みます。）、（ii）本株式交換に係る条件（本株式交換比率を含みます。）の妥当性、（iii）本株式交換に係る手続の公正性、及び（iv）上記（i）乃至（iii）の観点から、本株式交換がタツミの少数株主にとって不利益なものでないか（以下（i）から（iv）までを総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。

なお、タツミの取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本株式交換に関する意思決定を行うこととし、本特別委員会が本株式交換はタツミの少数株主にとって不利益なものではないと判断しない限り、本株式交換を行わないことを決議するとともに、本特別委員会に対し、（a）タツミの第三者算定機関、法務アドバイザー、財務アドバイザーその他のアドバイザーを指名若しくは承認（事後承認を含む。）すること、（b）本特別委員会の第三者算定機関、法務アドバイザー、財務アドバイザーその他のアドバイザーを選任すること（この場合の専門的助言に係る合理的費用はタツミが負担するものとしております。）、（c）タツミの取締役、従業員その他本特別委員会が必要と認める者に本特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めること、及び（d）必要に応じて、本株式交換の条件等の交渉を行い、又は交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意

見を述べ、指示や要請を行うことの権限を付与することを決議しております。

本特別委員会は、2024年8月21日から2024年11月12日までに、委員会を合計10回開催したほか、会合外においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、まず、タツミが選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGS並びに法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所につき、いずれも独立性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。その上で、タツミから、タツミ及びタツミグループの事業概要、事業についての今後の見通し、本株式交換の実施についてタツミが考える意義・目的・メリット・デメリット、本株式交換後の経営方針、株式交換比率の算定の前提となるタツミの事業計画の策定手続及び内容等についての説明を受け、質疑応答を行ったほか、ミツバから、ミツバ及びミツバグループの事業概要、ミツバグループにおけるタツミの位置づけ及びタツミの少数株主に対する構造的な利益相反の問題、本株式交換に至る背景・経緯、株式交換を選出した理由、本株式交換によって見込まれるシナジー及びタツミの少数株主が負うこととなるミツバの事業リスクその他の影響の内容、本株式交換後の経営方針や従業員の取扱い等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、タツミのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGSから、本株式交換に係る割当比率の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行い、その合理性の検証を行い、さらに、ミツバに対する財務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。加えて、タツミの法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所から、本株式交換に係るタツミの取締役会の意思決定方法、本特別委員会の運用その他の本株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けるとともに、ミツバに対する財務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。なお、本特別委員会は、ミツバとタツミとの間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容について適時に報告を受けた上で、複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、タツミに意見する等して、ミツバとの交渉過程に実質的に関与しております。

本特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、本株式交換の決定はタツミの少数株主にとって不利益なものではない旨の本答申書を、2024年11月12日付で、タツミの取締役会に対して提出しております。本特別委員会の意見の概要は以下のとおりです。

- (i) 本株式交換の目的の合理性（本株式交換がタツミの企業価値の向上に資するかを含む。）

上記「1. 本株式交換による完全子会社化の目的」に記載の、タツミ及びミツバが有しているタツミを取り巻く事業環境、本株式交換の目的、タツミの経営課題についての現状認識及び本株式交換のシナジー等については、当委員会も同様の認識を有しており、当委員会として異存はない。

- タツミの属する自動車業界における事業環境の変化の中で、タツミの企業価値を向上するには、上場維持を目指してタツミの経営リソースを投下することは効果的でない懸念があり、また、近年株主から短期的視点による経営状態の改善・利益配当等を求める声が目立ち、株主の権利・利益保護の観点から、柔軟かつスピーディな企業運営に支障が発生しかねない上、投資家の短期志向も強まっており、長期的視点による経営改革の実施が困難となっている。タツミによれば、本株式交換によりミツバとタツミの少数株主の間の構造的な利益相反関係を完全に解消することができるため、従来であればコーポレートガバナンス上、実現にハードルがあったミツバグループの全体最適の施策を機動的に実施することが可能となり、加えて、タツミとミツバの更なる協業

体制の強化による経営資源の有効活用、重複機能の解消による経営資源の最適な配分等、更に踏み込んだグループ一体化経営を実現することで、タツミグループを含んだミツバグループ全体の企業価値向上を目指すことができるのとことである。一方で、現在の上場会社であり少数株主が存在しているタツミの資本関係においては、タツミはミツバの連結子会社とはいえ、タツミの独立性の確保や少数株主の利益を尊重した事業運営が必要となり、タツミの経営資源の有用性及び取引としての客観的な公正性についてタツミの少数株主の利益も考慮した慎重な検討が必要となることから、タツミを含むミツバグループの経営の最適化によるシナジーの最大化が困難とことである。また、タツミによれば、前期及び当期を含む直近の経営状況は芳しくなく、特に当期においては前期からも大幅な減益が見込まれており、このような状況においては、事業計画に沿った取組みの実施も困難となる可能性が否定できず、引き続き各種施策は行うものの、上場を維持することには相応のハードルがあると認識しているとのことである。今後タツミの当期第2四半期の決算公表により、かかる大幅な減益による赤字が明らかとなり、株価下落の可能性も想定されることから、タツミとしては、現時点で本株式交換を実施することがタツミの株主の利益に資すると考えているとのことである。一方で、タツミの事業継続、雇用維持等の観点からもミツバの完全子会社として経営状態の改善に向けた各種施策を実施することの重要性は高いと認識しているとのことである。

- 本株式交換によりタツミがミツバの完全子会社となった際には、経営資源の相互活用及び情報共有に制約がなくなることで、タツミ及びミツバの経営資源の最適化を行うことが可能となり、シナジー実現のための施策をより具体的に検討・実行できることが想定され、また、ミツバとしては、タツミをミツバの完全子会社とすることにより、タツミ取引先との取引条件の改定や外部負債にかかる金利引き下げの交渉等による、資金繰りや収益改善策に取り組む予定とのことである。

以上の内容については、いずれも不合理な点は認められず、本株式交換を実施し、タツミがミツバの完全子会社となったうえで、タツミとミツバとの間で、購買調達力を強化し、それぞれが保有する技術力を活用した開発力を強化し開発効率を向上させ、サプライチェーンを集約し効率化を図り、相互チャネルを活用した売上を拡大することは、ミツバグループ全体の事業の強化・拡大を図ることに資するだけでなく、タツミとしても、直近の減益が見込まれる経営状況を改善させ、タツミの持続的な成長及び企業価値の向上に資するものと認められ、また、本株式交換の実行後におけるタツミ従業員の雇用及び処遇は維持されることが想定されていることを踏まえ、当委員会は、本株式交換の目的は合理性を有するものであると判断するに至った。

(ii) 本株式交換に係る条件（本株式交換の株式交換比率を含む。）の妥当性

（ア）①タツミより報告を受けた事業計画の作成経緯及び内容、並びに AGS より報告を受けた株式交換比率の算定方法について特段不合理な点は認められず、DCF 法及び市場株価法により求められたタツミの株式価値並びに市場株価法により求められたミツバの株式価値の評価額及びそれに基づいて算定した株式交換比率に特段不合理な点はないものと認められること、②本株式交換比率は 1 : 0.41 で合意されているが、この株式交換比率は、AGS から取得した株式交換比率算定書に記載の市場株価法に基づく株式交換比率の算定レンジの上限を超え、かつ DCF 法に基づく株式交換比率の算定結果の範囲内でありその中央値を上回る合理的な水準にあり、本株式交換比率は前記の算定結果を考慮したうえで合意されたものと認められ、このことに特

段不合理な点は認められないこと、③本株式交換比率は、近年に実施された、本株式交換と類似する上場子会社の株式交換による完全子会社化事例における平均的なプレミアム水準と比較して遜色のない水準であると評価でき、加えて、本株式交換比率は、本特別委員会の粘り強い交渉により、当初のミツバからの提案に比べ、株式交換比率の増加を実現したものであり、また、直近3ヶ月又は6ヶ月の両社株式の市場株価の平均値を参照する場合には他社事例と比較して相応のプレミアムが付されていること（なお、タツミの少数株主にとっては直近ないし足下の株価との株式交換比率が重要な関心事であることから、直近の株価及び直近1ヶ月の両社株式の市場株価の平均値との関係では他社事例より必ずしも高いプレミアム水準にないことが、少数株主にとって不利益とならないかについて、仮に本株式交換比率を受け入れないものとして本株式交換を実施しない場合、実施した場合に比して少数株主にとってより望ましい結果となるかどうかという観点も含め、本特別委員会において重ねて検討を行った。本株式交換を実施しない場合、タツミは、引き続き上場維持を目指してタツミの経営リソースを投下することが想定され、他方で、①新分野・新規取引先の開拓による受注拡大、②不採算製品・ビジネスの見直し・撤退、③新規技術開発といった事業構造の大きな変革を推進していくために必要なコスト削減や、販売戦略、技戦略術、製造戦略強化による既存事業の収益確保及び新規事業の創造のための新規投資を、タツミの少数株主の利益に資するかという観点からも精査を行いながら推進する必要があるため、意思決定の柔軟性・迅速性の観点からも、業績や株価が飛躍的に向上することは想定しづらいと言わざるを得ない。このような検討を経て、本特別委員会としては、本株式交換比率がタツミの直近の株価及び直近1ヶ月の両社株式の市場株価の平均値との関係においては、他社事例と比較して必ずしも高いプレミアム水準にないとしても、少数株主が、上記「1. 本株式交換による完全子会社化の目的」に記載のとおり、本株式交換によるシナジーの還元を十分に受けられる可能性があるのであれば、そのような選択をすることが少数株主にとっても望ましいと考えることにも合理性があると判断した。）、（イ）本株式交換の対価としてミツバ株式を交付することにより、タツミの少数株主は、ミツバ株式の取得を通じて、本株式交換後も、引き続きタツミを含むミツバグループの成長及び本株式交換により生じることが期待されるシナジーの実現による利益を享受することが可能であり、また、本株式交換の実施に際し、会社法の定める株式交換の手続が実施される予定であるところ、株式交換を含む組織再編に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、当該組織再編に反対する株主は、法定の手続を通じて経済的な利益の確保を図ることが可能となっていることに加え、ミツバ株式は東京証券取引所プライム市場において取引が可能であることから、本株式交換後、随時現金化の機会も確保できることも踏まえれば、本株式交換の実施方法や対価の種類については、妥当と認められること、（ウ）タツミは、本株式交換に係る契約に関して、本株式交換比率に限らず、法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所のレビューを依頼しているところ、本株式交換に係る契約に関して、特にタツミに不利な条件の存在は認められていないこと、（エ）後記のとおり、本株式交換に係る手続は、その条件を含め、2019年6月28日付で経済産業省が公表した「公正なM&Aの在り方に関する指針」（以下「M&A指針」という。）に準拠した形で公正に行われたと判断でき、本株式交換に係るその他の取引条件についても、他のM&A事例と比較して、タツミの少数株主にとって不利益となる事情は特段認められないことに照らし、当委員会は、①本株式交換比率は公正かつ妥当なものと考えられ、②本株式交換比率以外の取引条件についても公正かつ妥当なものと考えられることから、当委員会としては、本株式交換に係る取引条件（本株式交換比率を含む。）は妥当であると判断するに至った。

(iii) 本株式交換に係る手続の公正性

(ア) タツミ取締役会は、本株式交換の是非を検討するに際して、2024年8月6日に当委員会を設置し、当委員会が本株式交換の決定をタツミの少数株主にとって不利なものでないと判断しない限り、本株式交換に賛同せず、本株式交換に係る株式交換契約を締結しないこととしていること、(イ) タツミは、ミツバとの間で本株式交換の取引条件について交渉するにあたっては、当委員会に適時にその状況を報告しており、当委員会は、ミツバに対する協議及び交渉の進め方やミツバに伝達すべき内容についてタツミに示唆及び助言し、当該交渉について重要な局面で指示及び要請を行うとともに、複数回にわたりタツミ並びにファイナンシャルアドバイザー兼第三者算定機関である AGS 及び法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所との間で直接に質疑応答を実施し、協議・交渉を行う等をしたこと、(ウ) タツミは、両社及び本株式交換の成否から独立した AGS を本株式交換のファイナンシャルアドバイザー兼第三者算定機関として選任して、本株式交換における意思決定過程その他の留意点に関する専門的助言を受け AGS から株式交換比率算定書を取得し、また、両社及び本株式交換の成否から独立した西村あさひ法律事務所を本株式交換の法務アドバイザーとして選任し、本株式交換における意思決定過程その他の留意点に関する専門的助言を受けていること、(エ) タツミの取締役のうち、大川文夫氏は、ミツバに在籍していた期間が30年以上にわたり、かつ、2024年9月までミツバに在籍していたことに鑑み、利益相反を回避するため、タツミの取締役会における本株式交換に係る審議及び決議には参加しておらず、タツミの立場において本株式交換の協議及び交渉には一切参加しておらず、また、タツミは、その他本株式交換に関する協議及び交渉の過程において、特別の利害関係を有する者を関与させていないこと（なお、タツミの取締役のうち伏島利行氏は1986年4月から2018年1月までミツバに在籍していたが、2018年1月にミツバを退職し、以降、タツミグループを除くミツバグループの役職員を兼任していないことから、ミツバとの関係で利益相反が生じるおそれは限定的と考えられ、また、三浦孝広氏は1982年3月から2018年3月までミツバに在籍していたが、2018年3月にミツバを退職するとともに2018年4月にタツミの執行役員に就任し、以降、タツミグループを除くミツバグループの役職員を兼任していないことから、ミツバとの関係で利益相反が生じるおそれは限定的と考えられる。）、(オ) タツミは、本日開催のタツミ取締役会において、前記の大川文夫氏を除く取締役（監査等委員を含む。）6名全員が出席して審議の上、出席した取締役の全員一致で、本株式交換の実施を承認する旨を決議する予定であること、(カ) タツミは、本株式交換に際して、M&Aにおいて他の潜在的な買収者による対抗的な買収提案が行われる機会を確保すること（以下「マーケット・チェック」という。）を積極的には行っていないものの、本株式交換にあたって積極的なマーケット・チェックが公正性担保措置として機能する可能性は低くこれを実施する必要性が高いとは認められず、一方で、積極的なマーケット・チェックを実施することにより、競合他社等への企業秘密等の情報流出のおそれや、取引状況の漏洩等による事業や株価への悪影響といったデメリットも想定されることから、積極的なマーケット・チェックが実施されていないことが、本株式交換の手の公正性に疑義を生じさせるものではないと考えられること、加えて、本株式交換は、本株式交換の対外公表を予定している11月中旬から本株式交換の決議を行うタツミ臨時株主総会（2025年1月30日（予定））までに一定の期間が空くことが予定されており、タツミとミツバとの間で対抗的な買収提案者との間で接触等を行うことを制限するような合意等は締結されていないこと、また、上記「1. 本株式交換による完全子会社化の目的」に記載のとおり、ミツバは、過去にタツミ株式の第三者への売却も含めたタツミ株式の保有方針の検討を行っていたことも踏まえると、本株式交換にあたっては、間接的なマーケット・チェックは十分機能すると考えられ、タツミ及びミツバにおいて積極的なマーケット・チェックに係る施策を実施していないとしても、不合理とは認められないと考えられること、(キ) 少数株主の過半数の賛同を得て本

株式交換を実施すべきか否か（以下「マジョリティ・オブ・マイノリティ」という。）については、本株式交換にあたっては、タツミにおいて株主総会特別決議が必要となり、タツミ少数株主が意思決定に関与する機会があること、マジョリティ・オブ・マイノリティを本株式交換の実行の前提条件に設定すると、本株式交換の成立が不安定となり、かえって本株式交換に賛同する少数株主の利益に資さない可能性もあること等から、本株式交換においてマジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定がなされていないことは、本株式交換の手続の公正性を損なうものではないと考えられること、（ク）本株式交換においては適切な情報開示がなされる予定であることに照らし、本株式交換の決定に際しては、M&A 指針に定められる各公正性担保措置に則った適切な対応が行われており、その内容に不合理な点は見当たらない。したがって、本株式交換に係る手続の公正性は確保されていると判断するに至った。

(iv) 本株式交換の決定がタツミの少数株主にとって不利益なものでないか

前記検討結果を総合的に勘案し、タツミ取締役会による本株式交換の決定は、タツミの少数株主にとって不利益なものではないものと判断するに至った。

④ タツミにおける利害関係を有しない取締役（監査等委員であるものを含む。）全員の承認

本株式交換に関する議案を決議した本日開催のタツミの取締役会においては、タツミの取締役7名のうち、大川文夫氏はミツバに在籍していた期間が30年以上に亘り、かつ、2024年9月までミツバに在籍していたことに鑑み、利益相反を回避する観点から、大川文夫氏を除く他の6名の取締役（監査等委員であるものを含みます。）で審議し全員の賛成により決議しております。なお、同じく利益相反を回避する観点から、大川文夫氏は、タツミの立場において本株式交換の協議及び交渉には参加しておりません。

タツミの取締役のうち伏島利行氏は1986年4月から2018年1月までミツバに在籍していましたが、2018年1月にミツバを退職し、以降、タツミグループを除くミツバグループの役職員を兼任していないことから、ミツバとの関係で利益相反のおそれは小さいものと判断しております。また、取締役のうち三浦孝広氏は1982年3月から2018年3月までミツバに在籍していましたが、2018年3月にミツバを退職するとともに2018年4月にタツミの執行役員に就任し、以降、タツミグループを除くミツバグループの役職員を兼任していないことから、ミツバとの関係で利益相反のおそれは小さいものと判断しております。

3. 交換対価としてミツバ株式を選択した理由

ミツバ及びタツミは、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社であるミツバの普通株式を選択しました。ミツバの普通株式は、東京証券取引所に上場されており、本株式交換後も同市場において取引機会が確保されていること、また、タツミの株主が本株式交換に伴うシナジーを享受することが期待できることから、上記の選択は適切であると判断しております。

4. ミツバの資本金及び準備金の額に関する事項についての定め相当性に関する事項

本株式交換により増加するミツバの資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条第2項の規定に従いミツバが別途適当に定める額とします。かかる取扱いは、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると考えております。

事 業 報 告
(自 2023年 4 月 1 日)
(至 2024年 3 月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限の緩和により社会経済活動の正常化が進み、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、世界情勢の緊迫化、原材料・資源価格の高騰や円安による物価上昇などにより、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの主要な取引先である自動車業界では、車載半導体等の供給制約の緩和により自動車各社の生産台数が回復し、国内新車販売台数は前年実績を上回りました。

このような状況のなか、当連結会計年度の当社グループの連結業績は、売上高は74億15百万円（前期比15.7%増）、営業利益は1億36百万円（前期は2億27百万円の営業損失）、経常利益は2億30百万円（前期は2億63百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は1億73百万円（前期は3億94百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

また、部門別の売上高状況は、次のとおりであります。

電装品用部品が42億64百万円（前期比23.3%増）、ブレーキ用部品が28億68百万円（前期比9.6%増）、応用機器が2億82百万円（前期比15.5%減）となっております。

- ② 設備投資の状況
当連結会計年度の設備投資額は、2億42百万円であります。
- ③ 資金調達の状況
当連結会計年度における必要資金につきましては、自己資金および銀行等からの短期借入金にてまかなっております。
なお、当連結会計年度末における有利子負債残高は33億32百万円となっております。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 企業集団ならびに当社の営業成績および財産の状況の推移

① 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第70期 (2021年3月期)	第71期 (2022年3月期)	第72期 (2023年3月期)	第73期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売 上 高	5,779,074	6,130,526	6,411,178	7,415,178
経常利益または経常損失 (△)	△229,815	△288,815	△263,620	230,961
親会社株主に帰属する当期純利益 または当期純損失 (△)	△344,253	△203,278	△394,622	173,489
1株当たり当期純利益 または当期純損失 (△)	△57.42円	△33.91円	△65.82円	28.94円
総 資 産	8,693,988	8,480,605	8,362,032	8,914,060
純 資 産	3,743,941	3,614,201	3,312,981	3,866,518
1株当たり純資産額	473.16円	459.23円	411.01円	486.06円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、これらは、自己株式控除後の発行済株式総数により算出しております。
2. 第71期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第71期以降の営業成績および財産の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

② 当社の営業成績および財産の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第70期 (2021年3月期)	第71期 (2022年3月期)	第72期 (2023年3月期)	第73期 (当事業年度) (2024年3月期)
売上高	4,956,171	5,336,625	4,765,892	5,299,398
経常利益または経常損失 (△)	△7,511	50,341	△174,889	199,700
当期純利益または当期純損失 (△)	△205,802	26,804	△249,027	167,442
1株当たり当期純利益 または当期純損失 (△)	△34.33円	4.47円	△41.54円	27.93円
総 資 産	6,861,609	6,824,132	6,761,288	6,961,738
純 資 産	3,382,098	3,402,432	3,153,381	3,326,688
1株当たり純資産額	564.14円	567.53円	525.99円	554.90円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、これらは、自己株式控除後の発行済株式総数により算出しております。
2. 第71期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第71期以降の営業成績および財産の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

会社名	所在地	資本金	親会社が有する 当社株式(出資比率)	主要な事業内容
株式会社ミツバ	群馬県桐生市	5,000,000千円	3,186千株 (53.1%)	自動車用電装品の製造販売

当社は、上記記載の親会社との間に、当社製品の販売および材料の仕入、同社使用人の出向受入れ等の関係があります。

親会社と取引条件については、当社と関係を有しない他の取引先と同様に市場価格等を考慮し合理的な価格としております。また、当社取締役会は同社との取引の内容が一般取引と同様に公正かつ適正であり、当社の利益を害するものではないと判断しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社が有する 子会社株式(出資比率)	主要な事業内容
コルポラシオン・ タツミ・デ・メヒ コ・エス・エー・ デ・シー・パイ	メキシコ・ ヌエボレオン州	407,258千メキシ コペソ	244,355千株 (60.0%)	自動車用部品の製造販売
ピーティー・タツ ミ・インドネシア	インドネシア・ 西ジャワ州	12,000千米ドル	9.2千株 (76.7%)	自動車用部品の製造販売

(4) 対処すべき課題

当社グループの主要顧客であります自動車業界は100年に一度の変革期を迎えており、CASE(Connected、Autonomous、Shared/Service、Electric)の進展や燃費規制による軽量化ニーズの高まりにより、当社を取り巻く事業環境も大きく変化するものと予想されます。

このような変化に対応し、更なる成長を遂げるため、2023年度から2027年度を対象とする中期経営計画をスタートさせました。

1. 電動化シフトへの対応
2. 経営基盤の強化
3. 財務体質の健全化

これらを経営方針として掲げ、諸施策を確実に実行することで、業績および企業価値の更なる向上を図ってまいり所存であります。

また、当社は、2022年4月の東京証券取引所の市場区分見直しに伴う市場選択につきまして、2021年11月に「スタンダード市場」を選択するとともに「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」を同取引所に提出いたしました。2024年3月31日時点において流通株式時価総額について基準を満たしておりません。当社は、2025年3月末までに上場維持基準を満たすために、この計画書に基づき、①新分野・新規取引先の開拓による受注拡大、②不採算製品の見直し・ビジネス撤退、③新規技術開発を引き続き進めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

当社グループの事業は、主に自動車の電装品用部品およびブレーキ用部品の製造ならびに販売であります。

(6) 主要な事業所および工場（2024年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	栃木県足利市
工 場	栃木県足利市、群馬県太田市

② 子会社

名 称	所 在 地
コルポラシオン・タツミ・デ・メヒコ・エス・エー・デ・シー・パイ	メキシコ・ヌエボレオン州
ピーティー・タツミ・インドネシア	インドネシア・西ジャワ州

(7) 使用人の状況（2024年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
584名	7名減

(注) 使用人数には、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。
 なお、使用人数にはパートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
268名	9名減	40.0歳	15.2年

(注) 使用人数には、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。
 なお、使用人数にはパートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。

(8) 主な借入先の状況（2024年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 オ フ ィ ス ・ ア ド バ ン	1,295,000千円
株 式 会 社 ミ ツ バ	560,365千円
株 式 会 社 東 和 銀 行	370,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2024年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
- ② 発行済株式の総数 6,000,000株
- ③ 株主数 1,230名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ミ ツ パ	3,186千株	53.14%
株 式 会 社 横 浜 銀 行	250千株	4.17%
タ ツ ミ 取 引 先 持 株 会	238千株	3.98%
株 式 会 社 東 和 銀 行	180千株	3.00%
タ ツ ミ 従 業 員 持 株 会	162千株	2.71%
セ コ ム 損 害 保 険 株 式 会 社	150千株	2.50%
楽 天 証 券 株 式 会 社	103千株	1.72%
浜 銀 フ ァ イ ナ ン ス 株 式 会 社	100千株	1.67%
株 式 会 社 S B I 証 券	79千株	1.33%
ML INTL EQUITY DERIVATIVES	63千株	1.05%

（注）持株比率は自己株式（4,827株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	伏 島 利 行	営業・購買担当
常 務 取 締 役	木 村 英 典	業務・財務担当
取 締 役	三 浦 孝 広	開発担当、生産担当、品質保証担当
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	長 島 正 典	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	竹 原 正 貴	東京清新法律事務所所長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	三 澤 益 巳	糸井商事株式会社顧問

- (注) 1. 監査等委員である取締役竹原正貴氏および三澤益巳氏は、社外取締役であります。
 なお、当社は、監査等委員である取締役竹原正貴氏および三澤益巳氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役会以外の社内重要会議への出席や内部監査部門との連携を密にすること等により職務遂行の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 監査等委員である取締役竹原正貴氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
 2023年6月20日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって、新井志万夫氏は退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役竹原正貴氏および三澤益巳氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社およびすべての当社子会社におけるすべての取締役、監査役および執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

イ.会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金を填補の対象としております。

ロ.被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については填補の対象外としております。

ハ.当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

④ 取締役の報酬等の額

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定め、取締役会の決議により決定しております。取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うことといたします。

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

業績連動報酬は、事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、単年度の経営業績の達成度を反映した現金報酬とし、各事業年度の当期利益の目標値に対する達成度合いおよび個人業績評価等を総合的に勘案して算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給いたします。目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとしております。

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、取締役会（下記「ハ.」の委任を受けた代表取締役社長）は種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしており、業績連動報酬の割合は、役職に応じて20%から30%に設定しております。

ロ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2016年6月22日開催の第65回定時株主総会において年額70,000千円以内と決議しております（使用人兼務役員の使用人分の給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名です。

当社監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2016年6月22日開催の第65回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は2名）です。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長（営業・購買担当）である伏島利行がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分であります。なお、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。また、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、株主総会における監査等委員の意見陳述権の行使等により、指名・報酬などの重要事項に対する監査等委員である社外取締役の適切な関与・助言を得られる体制等の措置を講じており、当該体制を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

二. 取締役および監査等委員の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の金額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	33,370 (-)	29,682 (-)	3,688 (-)	- (-)	4 (-)
取 締 役 (監 査 等 委 員) (うち社外取締役)	13,608 (4,200)	13,608 (4,200)	- (-)	- (-)	3 (2)

- (注) 1. 業績連動報酬等は、事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、単年度の経営業績の達成度を反映した現金報酬とし、各事業年度の当期利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を、賞与として毎年、一定の時期に支給します。選定する業績指標とその目標値は、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとします。なお、業績指標の実績は16頁の(2)企業集団ならびに当社の営業成績および財産の状況の推移の②当社の営業成績および財産の状況の推移に記載のとおりです。
2. 当事業年度末現在の監査等委員を除く取締役は3名、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）であります。上記監査等委員を除く取締役の支給人員は、2023年6月20日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者（または社外役員）の兼任状況および当該兼任先と当社との関係

該当事項はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員の兼任状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

取締役 (監査等委員)	竹 原 正 貴	当事業年度開催の取締役会6回のうち5回、監査等委員会10回のうち9回に出席いたしました。弁護士・公認会計士としての高度な専門知識と幅広い見識から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、企業法務・企業会計に関する知見を生かし、当社グループの健全性確保に貢献するとともに、経営全般を監督する役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	三 澤 益 巳	当事業年度開催の取締役会および監査等委員会のすべてに出席いたしました。公務員として行政に従事してきたことによる法律や社会等に関する豊富な経験と知識から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、行政経験に基づく多様な視点から、当社グループの健全性確保に貢献するとともに、経営全般を監督する役割を果たしております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 新宿監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
・ 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	19,600千円
・ 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,600千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等の額について監査等委員会は、これまでの会計監査人の職務の遂行状況等を確認し、当事業年度における会計監査人の監査方針および監査計画を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当と判断し、会社法第399条第1項および第3項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかの事由に該当し、解任が相当と認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の適格性や職務遂行状況、監査の品質等を総合的に勘案し、独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査等委員会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当該議案を株主総会に提案いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社取締役および使用人ならびに子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について
 - イ. 当社は、取締役会にて経営上の重要な事項に関する意思決定を法令・定款および「タツミ経営理念」に基づき行います。
 - ロ. 当社は、前述の当社理念を実践することによって当社グループのＣＳＲ（企業の社会的責任）を達成することを目指します。当社グループのＣＳＲ活動全体をまとめ、当社グループにおいて発生しうるあらゆる損失の危険の管理を扱う会議体として「経営会議」を設置し、法令ならびに社会規範等の遵守状況の確認および改善を行います。
 - ハ. 当社は、当社グループが、社会の期待に応え信頼される企業となるために、当社グループで働くすべての人々のコンプライアンス意識を高めるべく、当社グループ行動規範である「私たちが守るべき行動」の周知徹底を図ります。
 - ニ. 当社は、当社グループの業務執行状況について監査室が内部監査を実施し、必要とされる改善指示を行います。
 - ホ. 当社は、当社グループにかかる内部通報制度として、社内常設の窓口である「タツミなんでも相談窓口」を設置いたします。
- ② 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について
当社は、取締役会議事録その他、経営意思決定に係る重要な情報は「文書管理規定」等の社内規定に従って、適切に保存および管理を行います。
- ③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
 - イ. 当社は、社内規定を整備し、前述の経営会議にて当社グループにおいて発生し得る損失の危険の管理に対応してまいります。
 - ロ. グループとしてＢＣＰ（事業継続計画）および適切な管理体制の整備を進めております。

- ④ 当社取締役および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
- イ. 当社は、定例の取締役会を3か月に1回以上開催し、重要な事項に対する意思決定と各取締役の業務の執行状況の監督等を行います。
 - ロ. 当社は、重要な経営課題の審議および意思決定を行う、「経営会議」を設け業務執行の迅速化を図ります。
 - ハ. 当社ならびに当社グループ各社は、中期（5年間）および単年度の事業計画を策定するとともに、各部門およびグループ各社においてその達成のために必要とされる具体的な施策を立案し、実行いたします。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について
- イ. 当社は、前述の経営会議において、当社グループの経営方針の策定、経営資源の配分等を行い、グループ経営体制の強化を図ります。
 - ロ. 当社は、子会社の事業状況その他の重要事項について各社より報告を受け、必要に応じ指導を行ってまいります。
- ⑥ 当社監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について
- イ. 当社は、監査室に当社監査等委員会の職務を補助する従業員を配置いたします。
 - ロ. 当社監査等委員会の職務を補助する従業員の人事および組織変更については、事前に監査等委員会または監査等委員会の定める常勤の監査等委員の同意を得ます。
 - ハ. 当社監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、その職務において当社監査等委員会の指揮命令のもと職務を遂行し、当社取締役の指揮命令は受けません。
- ⑦ 当社ならびに子会社の取締役等（監査等委員である取締役を除く。）および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について
- イ. 当社ならびに子会社の取締役等（監査等委員である取締役を除く。）および従業員は、当社監査等委員会に主な業務執行状況を適宜適切に報告いたします。また、当社監査等委員会から業務執行に関する事項につき求められたときは速やかに報告を行います。加えて、法令違反行為等の当社グループに著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見したときは、直ちに当社監査等委員会に報告を行います。

- . 当社監査室および関連部門は、当社監査等委員会に対し定期的に当社内部通報窓口に対する相談状況の報告を行います。
- ハ. 当社は、当社ならびに子会社の取締役等および従業員が当社監査等委員会へ直接通報または報告を行える旨を定めた社内規定、ならびに当社監査等委員会に報告したことを理由として不利な取扱いを受けることのない旨を定めた社内規定を整備するとともに、当社ならびに子会社の取締役等および従業員に対し、この旨を周知徹底いたします。
- ⑧ 当社監査等委員会の職務執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針について
 - イ. 当社は、当社監査等委員会が職務の執行に際し法令に基づいて費用の支出または弁済を求めたときは、これを速やかに処理いたします。
 - . 前項に加え、当社監査等委員会が社外の弁護士等の第三者から助言を求めるときは、当社はこれに要する費用を負担いたします。
- ⑨ その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
 - イ. 当社常勤監査等委員は、監査の実効性を確保するため、取締役会、経営会議等、経営の重要な意思決定や業務執行において重要と思われる会議に出席するとともに付議資料を事前に確認いたします。
 - . 当社監査等委員会は、当社監査等委員会が定めた監査方針、監査計画に従い監査室、会計監査人および代表取締役と定期的に意見交換を行います。
- ⑩ 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制について

当社は、金融商品取引法における財務報告の信頼性、適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制規定」に基づきその仕組みが有効かつ適切に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を実施いたします。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な体制について

当社は、前述の「私たちが守るべき行動」において反社会勢力との関係断絶を掲げております。社会の秩序や安全に影響を与える反社会勢力またはこれと関係のある人や会社とは、関係を持ちません。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、当社および当社グループの業務の適正を確保するための体制として、当社取締役会にて決議した「内部統制システムの基本方針」に基づき、コンプライアンス体制ならびにリスクマネジメント体制等の構築および整備を行っております。

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

① コンプライアンス体制

当社は、法令ならびに社会規範等の遵守の徹底と運用改善を目的に「経営会議」を設置し、それぞれの分野における課題への対応を決定し、当社グループにおけるコンプライアンス体制を強化しております。

また、遵法意識向上と不正行為防止等を図るため、当社グループ役員に対しコンプライアンスに係る社内教育を実施し、グループ内部通報窓口「タツミなんでも相談窓口」を運用することでコンプライアンス体制の実効性を確保するとともに、当社グループの行動規範である「私たちが守るべき行動」の全役員への配付によって、一人ひとりが日ごろ実践すべき行動の意識づけを行っております。

② リスクマネジメント体制

当社は、生産上のリスクについて、経営会議において、生産企画・製造・品質保証・物流等それぞれの観点から必要とされる管理を行うとともに、リスクの洗い出し、対策を実施しております。

また、BCP（事業継続計画）については事業継続計画の手順や災害発生時の対応等を記載し整備を進めております。

③ 取締役の職務執行の状況

当社は、当社「取締役会規程」に基づき取締役会を3ヶ月に1回以上開催し、法令または定款に定められた事項および経営上重要な意思決定を実施するとともに、取締役の職務執行の適法性、適正性および効率性についての監督を行っております。

重要な経営課題の審議および意思決定を行う、「経営会議」を設け取締役が出席し、取締役の業務執行状況を確認しております。また、重要な会議の決裁書類および議事録等の重要な情報は、当社「文書管理規定」等の社内規定に基づき適切に保存および管理されております。

④ 内部監査体制

当社は、業務執行より独立した社長直下の内部監査部門として監査室を設置しております。監査室は、監査方針および期初監査計画に基づき実施した内部監査の結果を「監査報告書」にまとめるとともに、指摘事項に対する改善内容を事後確認し、確実な改善活動の実施等をフォローアップしております。

⑤ グループ管理体制

当社は、子会社における業務の適正を確保するため、子会社の事業の状況その他の重要事項について、各子会社より報告を受けております。

⑥ 監査等委員会の監査体制

当社の常勤監査等委員は、取締役会等の重要な会議に出席し、各取締役の業務の執行状況を確認するとともに、経営上重要な事項に関する意思決定プロセスについての適法性および妥当性の確認を行っております。

また、監査等委員会の職務を補助すべき従業員の選定にあたっては、当社は事前に常勤の監査等委員の同意を得て決定しております。当該従業員は、その職務遂行において、当社取締役の指揮命令は受けておりません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を図りながら、安定した配当の継続を基本方針としております。

また、内部留保金につきましては、財務体質および競争力の強化を図りながら、設備投資、海外投資、研究開発活動に活用して、将来の成長へつなげていくことで、株主の皆様のご支援にお応えしてまいり所存であります。

当期の配当金につきましては、長期に亘るコロナ禍の影響で悪化した財務体質を健全化していくことを最優先の課題と捉え、誠に遺憾ではございますが、2024年5月9日開催の取締役会にて、期末配当金を無配とさせていただくことを決議いたしました。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,090,684	流 動 負 債	4,453,427
現金及び預金	650,298	買掛金	210,063
受取手形、売掛金及び契約資産	936,858	短期借入金	2,790,365
電子記録債権	790,983	リース債務	162,029
商品及び製品	164,168	未払金及び未払費用	1,025,189
仕掛品	485,020	未払法人税等	47,659
原材料及び貯蔵品	833,085	賞与引当金	131,007
未収入金	174,987	役員賞与引当金	1,844
その他	55,281	その他	85,271
固 定 資 産	4,823,375	固 定 負 債	594,113
有形固定資産	4,298,446	リース債務	379,793
建物	1,176,656	繰延税金負債	151,974
構築物	21,589	退職給付に係る負債	62,346
機械及び装置	1,564,571		
車両運搬具	3,733	負 債 合 計	5,047,541
工具、器具及び備品	69,314	純 資 産 の 部	
土地	299,417	株 主 資 本	2,499,924
リース資産	1,033,778	資 本 金	715,000
建設仮勘定	129,385	資 本 剰 余 金	621,796
無形固定資産	6,315	利 益 剰 余 金	1,164,937
借地権	4,892	自 己 株 式	△1,808
ソフトウェア	575	その他の包括利益累計額	414,099
その他	847	その他有価証券評価差額金	7,947
投資その他の資産	518,612	為替換算調整勘定	404,550
投資有価証券	42,830	退職給付に係る調整累計額	1,602
長期前払費用	904	非支配株主持分	952,493
退職給付に係る資産	435,652		
その他	39,225	純 資 産 合 計	3,866,518
資 産 合 計	8,914,060	負 債 純 資 産 合 計	8,914,060

連結損益計算書

(自 2023年 4 月 1 日)
(至 2024年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		7,415,178
売上原価		6,501,413
売上総利益		913,765
販売費及び一般管理費		776,997
営業利益		136,767
営業外収益		165,309
受取利息	1,052	
受取配当金	1,210	
為替差益	156,987	
その他の	6,058	
営業外費用		71,115
支払利息	70,764	
その他の	351	
経常利益		230,961
特別利益		29
固定資産売却益	29	
特別損失		20,653
固定資産売却損	5,008	
固定資産除却損	15,110	
減損損失	533	
税金等調整前当期純利益		210,337
法人税、住民税及び事業税	35,293	
法人税等調整額	11,357	46,651
当期純利益		163,686
非支配株主に帰属する当期純損失		9,803
親会社株主に帰属する当期純利益		173,489

連結株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日)
(至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	715,000	621,796	991,447	△1,808	2,326,435
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属 する当期純利益			173,489		173,489
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	173,489	-	173,489
当 期 末 残 高	715,000	621,796	1,164,937	△1,808	2,499,924

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累計額合計		
当 期 首 残 高	2,081	210,862	△75,304	137,640	848,906	3,312,981
当 期 変 動 額						
親会社株主に帰属 する当期純利益						173,489
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	5,865	193,687	76,906	276,459	103,587	380,047
当 期 変 動 額 合 計	5,865	193,687	76,906	276,459	103,587	553,537
当 期 末 残 高	7,947	404,550	1,602	414,099	952,493	3,866,518

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数 2社 (コルポラシオン・タツミ・デ・メヒコ・エス・エー・デ・シー・パイ)
(ピーティール・タツミ・インドネシア)

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、コルポラシオン・タツミ・デ・メヒコ・エス・エー・デ・シー・パイの決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. 有価証券

満期保有目的の債券 ……償却原価法 (定額法)

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの ……時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 ……移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ ……時価法

ハ. 棚卸資産

製品・原材料・仕掛品 ……総平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

貯蔵品 ……最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ、有形固定資産 ……定額法を採用しております。

(リース資産を除く) ただし、取得原価10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括して3年間で均等償却する方法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 20年～50年
機械及び装置 8年～17年

ロ、無形固定資産 ……定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

ハ、リース資産 ……所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ、賞与引当金 ……従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ロ、役員賞与引当金 ……役員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

ただし、当社では年金資産の見込み額が退職給付債務を上回っているため、当該金額を退職給付に係る資産として、投資その他の資産に計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

また、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループでは、電装品用部品及びブレーキ部品等の自動車関連の製品の販売を行っております。このような製品の販売については、製品が顧客に検収された時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は製品が顧客に検収された時点で収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 重要な外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めて計上しております。

ロ. 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法 ……繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約等については、振当処理を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 ……為替予約取引

ヘッジ対象 ……外貨建売上債権

ヘッジ方針 ……通常の営業過程における輸出取引の為替相場の変動リスクを軽減するため、為替予約取引を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法 ……ヘッジ手段の変動の累計額とヘッジ対象の変動の累計額との比率を比較して、有効性を判断しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

連結計算書類の作成にあたって用いた会計上の見積りおよび仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

① 繰延税金資産の回収可能性

当連結会計年度計上額

繰延税金資産 一千円

繰延税金負債 151,974千円

繰延税金資産は、主として将来の課税所得の見込に基づき、回収可能性を慎重に検討し計上しております。回収の実現性が低いと判断した場合には適正と考えられる金額へ減額する可能性があります。

② 固定資産の減損

当連結会計年度計上額

減損損失 533千円

固定資産については、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、減損処理の要否を検討しております。事業環境の悪化等により当初想定した投資回収が見込めなくなり、減損の必要性を認識した場合には、固定資産の減損処理を行う可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

8,395,971千円

(2) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(3) 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額 2,500,000千円

借入実行額 935,000千円

差引額 1,565,000千円

(4) 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、連結計算書類「連結注記表 6. 収益認識に関する注記 (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益金額を理解するための情報 ①契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数

普通株式

6,000,000株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

無配につき、該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
当連結会計年度の期末配当は無配につき、該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金および短期的な運転資金を調達しております。それらの調達については、当社は銀行借入や親会社である株式会社ミツバグループのCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）によっており、子会社は親会社である株式会社ミツバからの借入によっております。また、資金運用については、短期的な預金に限定しており、デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金や設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権について、為替の変動リスクに対して、原則として為替予約を利用してヘッジしております。

また、投資有価証券については、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各社が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注)を参照ください）。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2024年3月31日

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時 価 （千円）	差 額 （千円）
(1) 売掛金	936,858	936,858	—
(2) 電子記録債権	790,983	790,983	—
(3) 未収入金	174,987	174,987	—
(4) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	—	—	—
②その他有価証券	42,766	42,766	—
資産計	1,945,595	1,945,595	—
(1) 支払手形及び買掛金	210,063	210,063	—
(2) 未払金	985,805	985,805	—
(3) 短期借入金	2,790,365	2,790,365	—
(4) リース債務（一年以内返済予定も含む）	541,822	514,791	△27,030
負債計	4,528,055	4,501,025	△27,030

(注) 市場価格のない株式等

区分	当連結会計年度 (2024年3月31日)
非上場株式	64千円

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

2024年3月31日

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	42,766	—	—	42,766
資産計	42,766	—	—	42,766

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

2024年3月31日

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 売掛金	—	936,858	—	936,858
(2) 電子記録債権	—	790,983	—	790,983
(3) 未収入金	—	174,987	—	174,987
資産計	—	1,902,829	—	1,902,829
(1) 支払手形及び買掛金	—	210,063	—	210,063
(2) 未払金	—	985,805	—	985,805
(3) 短期借入金	—	2,790,365	—	2,790,365
(4) リース債務(一年以内返済予定も含む)	—	514,791	—	514,791
負債計	—	4,501,025	—	4,501,025

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

売掛金、電子記録債権、未収入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金、未払金、短期借入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	当連結会計年度 自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日
日本	4,938,659千円
米州	1,888,249千円
アジア	588,269千円
顧客との契約から生じる収益	7,415,178千円
その他の収益	—
外部顧客への売上高	7,415,178千円

(注) 当社グループは、自動車用部品事業の単一セグメントであるため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報についてセグメントに関連付けて記すことはしていません。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

当社グループの契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	486.06円
1株当たり当期純利益	28.94円

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産	の 部	負 債	の 部
流 動 資 産	3,448,816	流 動 負 債	3,550,912
現金及び預金	303,668	買掛金	190,267
受取手形、売掛金及び契約資産	1,510,079	短期借入金	2,230,000
電子記録債権	790,983	リース債務	8,207
商品及び製品	48,928	未払金	888,950
仕掛品	369,606	未払法人税等	47,659
原材料及び貯蔵品	185,872	未払消費税等	16,810
前払費用	5,937	未払費用	22,573
未収入金	174,987	賞与引当金	131,007
その他の	58,752	役員賞与引当金	1,844
固 定 資 産	3,512,921	その他	13,592
有形固定資産	1,075,792	固 定 負 債	84,136
建物	326,784	リース債務	28,603
構築物	21,589	繰延税金負債	55,533
機械及び装置	469,166		
車両運搬具	2,067	負 債 合 計	3,635,049
工具、器具及び備品	26,775	純 資 産 の 部	
土地	98,738	株 主 資 本	3,318,741
リース資産	35,677	資本金	715,000
建設仮勘定	94,992	資本剰余金	677,955
無形固定資産	5,890	資本準備金	677,955
借地権	4,892	利 益 剰 余 金	1,927,595
ソフトウェア	150	利益準備金	60,000
その他	847	その他利益剰余金	1,867,595
投資その他の資産	2,431,238	別途積立金	2,400,000
投資有価証券	42,830	繰越利益剰余金	△532,404
関係会社株式	1,939,254	自 己 株 式	△1,808
前払年金費用	433,348	評価・換算差額等	7,947
長期前払費用	904	その他有価証券評価差額金	7,947
その他	14,900	純 資 産 合 計	3,326,688
資 産 合 計	6,961,738	負債純資産合計	6,961,738

損 益 計 算 書

(自 2023年 4 月 1 日)
(至 2024年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		5,299,398
売 上 原 価		4,766,570
売 上 総 利 益		532,828
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		457,040
営 業 利 益		75,787
営 業 外 収 益		140,877
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	4,888	
為 替 差 益	131,442	
そ の 他	4,546	
営 業 外 費 用		16,964
支 払 利 息	16,735	
そ の 他	229	
経 常 利 益		199,700
特 別 利 益		29
固 定 資 産 売 却 益	29	
特 別 損 失		2,439
固 定 資 産 除 却 損	1,905	
減 損 損 失	533	
税 引 前 当 期 純 利 益		197,291
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	35,293	
法 人 税 等 調 整 額	△5,444	29,849
当 期 純 利 益		167,442

株主資本等変動計算書

(自 2023年 4月 1日)
(至 2024年 3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 準 備 金	剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合 計		その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
					別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	715,000	677,955	677,955	60,000	2,400,000	△699,847	1,760,152
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益						167,442	167,442
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	167,442	167,442
当 期 末 残 高	715,000	677,955	677,955	60,000	2,400,000	△532,404	1,927,595

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算差額等 合 計	
当 期 首 残 高	△1,808	3,151,299	2,081	2,081	3,153,381
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益		167,442			167,442
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		-	5,865	5,865	5,865
当 期 変 動 額 合 計	-	167,442	5,865	5,865	173,307
当 期 末 残 高	△1,808	3,318,741	7,947	7,947	3,326,688

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

- ① 有価証券
 - 満期保有目的の債券 …………… 償却原価法（定額法）
 - 子会社株式および関連会社株式… 移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの …………… 時価法
 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却
 原価は移動平均法により算定）
 - 市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法
- ② デリバティブ
 - デリバティブ …………… 時価法
- ③ 棚卸資産
 - 製品、原材料、仕掛品 …… 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づ
 く簿価切下げの方法）
 - 貯蔵品 …………… 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下
 に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 …………… 定額法を採用しております。
 （リース資産を除く）
 - ただし、取得原価10万円以上20万円未満の少額減価償却資産について
 は、一括して3年間で均等償却する方法によっております。
 - なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
 - 建物 …………… 30年～40年
 - 機械装置 …………… 9 年
- ② 無形固定資産 …………… 定額法を採用しております。
 （リース資産を除く）
 - なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可
 能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産 …………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しており
 ます。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取
 引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の貸貸
 借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 賞与引当金 …………… 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- ② 役員賞与引当金 …………… 役員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。ただし、年金資産の見込額が退職給付債務を上回ったため、当該金額を「前払年金費用」に計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社では電装品用部品及びブレーキ部品等の自動車関連の製品の販売を行っております。このような製品の販売については、製品が顧客に検収された時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は製品が顧客に検収された時点で収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ② ヘッジ会計の方法
ヘッジ会計の方法 …………… 振当処理の要件を満たす為替予約等については、振当処理を行っております。
ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段 …………… 為替予約取引
ヘッジ対象 …………… 外貨建売上債権
ヘッジ方針 …………… 通常の営業過程における輸出取引の為替相場の変動によるリスクを軽減するため、為替予約取引を行っております。
ヘッジ有効性評価の方法 …… ヘッジ手段の変動の累計額とヘッジ対象の変動の累計額との比率を比較して、有効性を判断しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

計算書類の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

① 繰延税金資産の回収可能性

当事業年度計上額

繰延税金資産 一千円

繰延税金負債 55,533千円

繰延税金資産は、主として将来の課税所得の見込に基づき、回収可能性を慎重に検討し計上しております。回収の実現性が低いと判断した場合には適正と考えられる金額へ減額する可能性があります。

② 固定資産の減損

当事業年度計上額

減損損失 533千円

固定資産については、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、減損処理の要否を検討しております。事業環境の悪化等により当初想定した投資回収が見込めなくなり、減損の必要性を認識した場合には、固定資産の減損処理を行う可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

6,221,718千円

(2) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額 2,500,000千円

借入実行額 935,000千円

差引額 1,565,000千円

(3) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権 1,283,136千円

短期金銭債務 35,857千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	2,379,340千円
仕入高	403,412千円
その他（出向者人件費および経費等の支払額）	129,588千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数 (株)
普 通 株 式	6,000,000	—	—	6,000,000

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数 (株)
普 通 株 式	4,827	—	—	4,827

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

① 繰延税金資産

未払事業税	5,325千円
賞与引当金	40,466千円
社会保険料	6,217千円
共済会積立金	6,405千円
棚卸資産評価損	18,554千円
固定資産減損損失	497千円
繰越欠損金	370,297千円
繰延税金資産小計	447,764千円
評価性引当金	△367,819千円
繰延税金資産合計	79,945千円

② 繰延税金負債

退職給付引当金	△131,997千円
その他有価証券評価差額金	△3,481千円
繰延税金負債合計	△135,479千円

繰延税金資産（負債）の純額	△55,533千円
---------------	-----------

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社および法人主要株主等

属性	会社名	住所	資本金 (千円)	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	国ミツバ	群馬県 桐生市	5,000,000	自動車用 電装品の 製造販売	直接 53.1 間接 —	被転籍 2名	自動車電 装品用 部品の販 売、材料 の仕入	当社製品の販売	2,018,601	売掛金	177,712
								材料の仕入	403,412	買掛金	30,380

(2) 子会社等

属性	会社名	住所	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	コルポラ シオン・ タツミ・ デ・メヒ コ・エ ス・デ・ シー・ブ イ	メキシコ ・ヌエボ レオン州	407,258 千メキシコ ペソ	自動車用 部品の製 造販売	直接 60.0 間接 —	兼任 2名	自動車用 部品およ び工具等 の販売	当社製品およ び機械工具等 の販売	341,315	売掛金	1,044,752
子会社	ピーティ ー・タツ ミ・イン ドネシア	インドネ シア・西 ジャワ州	12,000 千米ドル	自動車用 部品の製 造販売	直接 76.7 間接 —	兼任 2名	自動車用 部品およ び工具等 の販売	当社製品およ び機械工具等 の販売	19,423	売掛金	2,030

(3) 兄弟会社等

属性	会社名	住所	資本金 (千円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会 社	㈱オフィス・アドバン	群馬県桐生市	50,000	事務受託代行業、貸金業	—	—	ファクタリング取引、資金の借入等	ファクタリング取引等	1,802,049	未収入金	156,315
									2,474,363	未払金	760,660
								利息の支払	11,741	短期借入金	1,295,000

(注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等

(1) 当社、取引先、㈱オフィス・アドバンの3社間で基本契約を締結し、ファクタリング方式による決済を行っているものであります。

(2) 取引価格等の条件は、他の取引先と同一であります。

2. 資金の借り入れについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表 6. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	554.90円
1株当たり当期純利益	27.93円

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

株式会社タツミ
取締役会 御中

新宿監査法人

東京都新宿区

指 定 社 員	公認会計士	田 中 信 行
業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	壬 生 米 秋
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タツミの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タツミ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

株式会社タツミ
取締役会 御中

新宿監査法人

東京都新宿区

指 定 社 員	公認会計士	田 中 信 行
業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	壬 生 米 秋
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タツミの2023年4月1日から2024年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第73期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法、内容及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等から電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながらその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とオンライン形式で意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月21日

株式会社タツミ 監査等委員会

常勤監査等委員 長 島 正 典 ㊟

監査等委員 竹 原 正 貴 ㊟

監査等委員 三 澤 益 巳 ㊟

(注) 監査等委員竹原正貴及び三澤益巳は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。